

平成 30 年度受動喫煙防止対策の取組みについて

1 受動喫煙防止の普及啓発

(1) イベント等における普及啓発

県、市町村、関係団体、民間企業が実施するイベント（日本一さくらんぼ祭り、やまがた健康フェアなど）、会議及び研修会等の様々な機会を捉え受動喫煙防止の普及啓発を図るとともに、多くの個人、団体から「宣言」をしてもらうことにより受動喫煙防止の普及啓発を図る。

(2) ホームページ等を活用した普及啓発

ホームページ、フェイスブック等を活用した受動喫煙防止の普及啓発を図る。

2 施設等における受動喫煙防止対策の推進

(1) 受動喫煙防止対策説明会の開催

食品衛生協会主催の食品衛生責任者講習会において、飲食店等の施設管理者に対し受動喫煙防止対策について説明を行う。

(2) 巡回訪問による受動喫煙防止啓発活動の実施

保健所職員が、民間施設（飲食店等）を巡回訪問し、受動喫煙防止対策について啓発を行う。

(3) 個別訪問等による受動喫煙防止対策実施の依頼

健康づくり推進課、保健所などにおいて、病院、公共性の高い施設（社会福祉施設、金融機関、公衆浴場）に訪問等を行い、早期の対策実施の働きかけを行う。

(4) 受動喫煙防止対策を講じた病院及び講ずべき対策未実施の県・市町村管理施設名の公表

禁煙週間（5/31～6/6）に合わせて、敷地内禁煙を実施している病院名及び敷地内禁煙又は建物内禁煙未実施の県及び市町村管理施設（広域事務組合の施設及び社会福祉施設を含む）を公表し、早期の対策実施を促していく。

3 子どもや妊産婦等を受動喫煙から守る対策の推進

(1) リーフレットを活用した普及啓発

幼稚園・保育園に全園児分のリーフレットを送付し、受動喫煙防止の普及啓発を図る。

(2) 未成年の喫煙防止等の取組み

保健所職員等が学校などで未成年の喫煙防止等に関する出前講座を実施する。

(3) 妊産婦・乳幼児健診等における受動喫煙防止に関する取組み

市町村における母子健康手帳交付から妊産婦・乳幼児健診等において、市町村、医療機関と連携し、禁煙支援や受動喫煙防止に関する取組みを行う。

4 受動喫煙防止対策実施状況調査

- 市町村公共施設
- 事業所（職場）

3月依頼 4月回収
実施方法、時期等別途調整